

こちら「企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部
労働保険・社会保険コンサルタント

社会保険労務士 福田 博 司

建設業社会保険未加入事業場 今後の国土交通省の方針と10月からの罰則適用

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話の主は、土木工事業X社の社長さんからでした。非常に困った声で「社会保険未加入の会社にもう仕事を出せないとサブコン(Ⅱ

きており、二次・三次下請工事が多かった。

社会保険は、雇用保険だけ加入し健康保険・厚生年金は保険料が高くて入っていません。今まで、サブコンからは社会保険について注意・加入指導は受けていたけど、仕事を出せないとと言われてたのは初めてで、8月頃地方整備局発注の大きな物件の引合いがあり期待していたのに、このままだと会社が倒産するよ……」との内容でした。

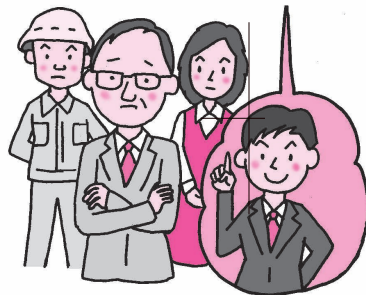
国土交通省は、建設業者の社会保険未加入対策として、平成24年11月に「社会

一次下請け)の担当者から連絡があったが、本当なのか?」との質問でした。具体的聞いてみると「うちは株式会社で、5名の従業員で道路補修を中心に役所関係の仕事をやっ

保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行し、平成29年度を目標年次とし、建設業における社会保険の加入促進に取り組んできました。それは、建設業界の持続的な発展に必要な担い手

の確保と、法定福利費を適正に負担する事業者による、公平で健全な競争環境を実現するための対策であったことは、皆様ご存知のことと思います。これまでの対策により、公共工事に従事する建設業者の社会保険等の加入は着実に進んできました。しかしながら、

「社会保険は法人の場合、事業主の会社でも強制加入です」



国土交通省は、平成29年度における建設業者の加入率100%という目標に向け、この4月から新たに対策強化策を発しました。具体的な対策として

①「本年4月1日以降に入札契約手続を行う全ての工事において、二次以下の下

請業者を社会保険等加入者に限定する」(猶予期間設定)

②「①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、(ア)元請業者に制裁金(最終下請金額の5%)、(イ)指名停止、(ウ)工事成績評価点の減点を実施。平成29年10月から運用開始」の内容であり、罰則規定含め指導強化の施策となっています。但し、この措置は「国土交通省直轄工事」において実施されません。

ご質問のX社は、国土交通省の方針にそって、サブコンから強い指導を受けた訳であり、そもそも、法人であるX社は、社会保険加入が法律で義務付けされており、未加入は法令違反です。X社の社長様には、社会保険について「加入の必要性」「保険の内容」、また「民間工事におけるゼネコン等の取組状況」など説明し、企業存続の為にすべき内容を理解していただき、社会保険等の加入事務処理について来

所いたただくことで、相談は終わりました。

現在、国土交通省の「建設業における社会保険未加入問題」の取組も、4月から対策強化となる新たなステージへと移り、特に二次下請け以下の事業所に対し指導強化策を打ち出してきました。

皆様の協力会社様は、大丈夫ですか?
もう一度ご確認下さい。

社会保険に関する理解不足・誤った判断等、事業所訪問において多く見受けられます。それら問題解決には当協会へご一報下さい。現在当協会では、社会保険加入に関する対応策の相談等を無料で行っています。また社会保険の加入・事務委託については、当協会の「労働保険事務組合」及び

当協会と一体となって活動している「社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング」をぜひご利用下さい。

イラスト・森沢康代

